

耕作放棄地に対する対策、農地の保全

施策 1-① 農地利用の推進

担い手が限られた中でも適切な農地利用を維持するため、担い手への農地の集積・集約や基盤整備による営農環境の向上を促進するとともに、地域計画の策定などを契機に、具体的な農地利用対策の展開を図ります。

<具体的な取組>

- 営農の効率化、生産性の向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進します。
- 農地の区画整形、大区画化、排水路整備、暗渠排水の敷設を行い、農作業効率の向上を図ります。
- スマート農業の活用により、作業時間の削減、農作業の効率化を図ることで担い手確保につながるよう、スマート農業機械の導入や環境整備を支援します。

施策 1-② 耕作放棄対策・荒廃抑制対策の推進

耕作放棄地の抑制対策として、担い手への農地情報の提供や集積・集約を進めるとともに、再生が困難な耕作放棄地については、農地以外の利用について検討します。

<具体的な取組>

- 農地中間管理事業を活用し、担い手への集積・集約化を図り、効率的な農地利用を推進します。
- 農地の利用状況を確認し、適正に管理されていない農地に対して、適正に管理するよう指導します。